

「取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」等許可基準(H30.3改訂)
位置指定道路：道路の位置の指定を受けた造成区域内における住宅等の取扱いについて
(都市計画法第34条第12号 市条例第5条第1項第6号)

【条 例】「取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」より抜粋

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第5条 法第34条第12号の規定に基づき条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

(6) 規則で定める集落内に存する区域であって、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けた区域内において、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

【施行規則】「取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則」より抜粋

(条例第5条第1項第6号の規則で定める集落等)

第11条 条例第5条第1項第6号の規則で定める集落は、おおむね50以上の建築物が敷地相互間において70メートル未満の間隔で連たんしているものとする。

2 条例第5条第1項第6号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 予定地の面積が、おおむね200平方メートル以上であること。ただし、当該道路の位置の指定を受けた時点において予定地が区画された宅地として計画されている場合は、この限りでない。

(2) 専用住宅の高さが、10メートル以下であること。

【運用基準】「取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例及び施行規則の運用基準」より抜粋

(条例第5条第1項第6号中「道路の位置の指定を受けた区域」)

第29条 条例第5条第1項第6号中「道路の位置の指定を受けた区域」とは、当該道路の位置の指定(以下「道路位置指定」という。)に係る区域内に予定地が存することが当該道路位置指定の申請図により明らかとなっているものとする。ただし、当該道路部分が明確に区画されていない場合には、許可の対象としないものとする。

(規則第11条第1項中「建築物」)

第30条 規則第11条第1項中「建築物」には、専用住宅以外の建築物を含めることができるものとする。ただし、同一敷地内に存する付属建築物については連たんの数に含めないものとする。

(規則第11条第2項第1号中「おおむね200平方メートル以上」)

第31条 規則第11条第2項第1号中「おおむね200平方メートル以上」については、第19条第1項の規定を準用する。